

静岡市葵区役所広告モニターにおける広告放映取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広告付き窓口番号案内表示システムの一部である広告モニターを静岡市の業務に支障のない範囲で広告媒体として活用して、民間企業等の広告を放映することに関し、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム提供者 葵区役所戸籍住民課及び葵区役所保険年金課に広告付き窓口番号案内表示システムを無償提供した者をいう。
- (2) 広告モニター システム提供者が無償提供した広告付き窓口番号案内表示システムのうち、民間企業等の広告及び行政情報などを放映するためのモニターをいう。
- (3) 市内事業者 市内に事業所（本社、支社、営業所、工場、店舗、事務所等をいう。）を有する事業者をいう。

(放映の権限及び範囲)

第3条 広告モニターにおいて放映する広告（以下「広告」という。）の放映の可否は、静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）に基づく静岡市広告審査会の審査を経て、市長が決定するものとする。

2 前項の場合において、広告の内容が次の各号のいずれかに該当する広告については、広告モニターでの放映を行うことができない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関連するもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
- (8) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）であるもの
- (9) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適当でないもの
- (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適当でないもの
- (11) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）を利するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告として市長が適当でないと認めるもの

(広告モニターの規格等)

第4条 広告モニターの設置数、設置場所、大きさ等は、市長が別に定める。

2 広告モニターには、次に掲げる内容を明記しなければならない。

- (1) 広告モニターの広告料により、葵区役所戸籍住民課及び葵区役所保険年金課の広告付き窓口番号案内表示システムが無償で提供されていること。
- (2) 広告主及び広告内容と静岡市の業務は、直接関係がないこと。
- (3) 広告に関する問い合わせ先は、システム提供者であること。
- (4) システム提供者の連絡先

(広告の規格等)

第5条 広告の規格等は、市長が別に定める。

- 2 広告には、広告主の氏名又は名称を表示しなければならない。
- 3 広告には、その上部に、画面の1%程度の大きさと表示し、これを枠囲みしなければならない。

(広告の放映期間)

第6条 広告の放映期間は、1か月単位とし、1年を超えない範囲とする。

- 2 システム提供者は、市長の承諾を得て、2年を超えない範囲内で広告の放映期間を更新することができる。

(広告放映希望者の募集及び選定)

第7条 広告の放映を希望する者の募集は、システム提供者が行う。

- 2 広告放映希望者の選定にあたっては、市内事業者を優先すること。

(広告放映の申込等)

第8条 システム提供者は、広告内容を記載した広告放映申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添付して、市長が指定する期日内に提出しなければならない。

- (1) 放映を希望する広告のデータ
- (2) 広告の放映を希望する企業等の会社概要
- (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 2 次に掲げる者に関する広告については、前項の規定による申込をすることができない。
 - (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
 - (2) 各種法令に違反している事業者
 - (3) 暴力団員等、暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
 - (4) 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
 - (5) 利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業又はこれに類する業種
 - (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
 - (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市の施設に設置した広告モニターにおいて放映する広告の業種又は事業者として不相当であると認められるもの

(放映の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込があったときは、当該申込に係る広告の内容について、審査会において審査した後、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により放映を決定したときは、その結果を広告放映決定通知書(様式第2号)又は広告非放映決定通知書(様式第3号)によりシステム提供者に通知するものとする。

3 市長は、前条第1項の規定によりシステム提供者から提出された広告のデータについて、放映することが適当でないと認めるときは、システム提供者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

4 システム提供者は、前項の規定により広告の内容等の変更を求められたときは、これに従わなければならない。

(広告放映料等)

第10条 広告放映料は、市長が別に定める。

2 広告放映料は前払とし、システム提供者は、市長が指定する期日までに納入しなければならない。

(その他費用の負担)

第11条 広告のデータの作成、加工、広告モニターへの登載に要する費用その他広告の放映に要する費用は、システム提供者の負担とする。

(広告放映の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することなく、広告の放映の決定を取り消すことができる。

(1) 第8条第1項の規定により市長が指定した期日までに広告放映申込書及び添付書類等が提出されないとき。

(2) 第9条第3項の規定による市長の広告の内容等の変更の求めにシステム提供者が従わないとき、又は、広告の内容が改善される見込みがないとき。

(3) 第10条第2項の規定により市長が指定した期日までに、広告放映料の納入がないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告の放映を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の放映の決定を取り消したときは、広告放映決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により広告の放映の決定が取り消された場合において、システム提供者に損害が生じても、市長は一切その責めを負わないものとする。

(広告放映料の還付等)

第13条 既納の広告放映料は還付しない。ただし、システム提供者の責めに帰さない理由により広告を放映することができなかつたときは、その全部又は一部を還付する。

2 前項の規定により還付する広告放映料には、利子は付さない。

(システム提供者の責務)

第14条 システム提供者は、広告モニター及び広告の内容等について、一切の責任を負うものとする。

- 2 システム提供者は、広告の放映までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所用の処置を講じなければならない。
- 3 システム提供者は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。
- 4 システム提供者は、当該広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 システム提供者は、広告モニター及び広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告モニター及び広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月16日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

広告放映申込書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所又は所在地
氏名又は名称
申込者 代表者役職名・氏名 印
担当者氏名
電話
ファクシミリ
Eメールアドレス

静岡市葵区役所広告モニターにおける広告放映取扱要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申込みます。

記

1 広告の規格等

- （1）放映時間
- （2）放映期間

2 業種・事業内容

3 広告の名称・内容等

4 誓約等

- （1）申込みに当たっては、「静岡市葵区役所広告モニターにおける広告放映取扱要綱」及び「静岡市広告掲載基準」を遵守します。
- （2）広告の掲載に当たっては、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、静岡市の指示に従います。

5 添付資料

- （1）放映を希望する広告のデータ
- （2）広告の放映を希望する企業等の会社概要
- （3）資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し

（注）

- 1 必要に応じ、別紙に記載することもできます。
- 2 申込者氏名欄には、申込者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申込者が法人の場合は、記名押印に限ります。

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

広告放映決定通知書

年 月 日付けで申込のあった広告については放映することに決定しましたので、静岡市葵区役所広告モニターにおける広告放映取扱要綱第9条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 広告の名称・内容等
- 2 広告の規格等
 - (1) 放映時間
 - (2) 放映期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 広告データの提出期限※ 年 月 日
- 4 広告データの提出方法※
- 5 広告放映料 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 広告放映料の納入期限 年 月 日
- 7 協議事項
広告掲載について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ解決するものとする。

※改めて広告データの提出が必要な場合

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

広告非放映決定通知書

年 月 日付けで申込のあった広告について、下記の理由により放映しないことに決定したので、通知します。

記

- 1 広告の名称・内容等
- 2 掲載しない理由

様式第4号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

広告放映決定取消通知書

年 月 日付けで広告の放映を決定しましたが、下記の理由により取り消しますので通知します。

記

- 1 広告の名称・内容等
- 2 取消しの理由